

V 有報レビューを参考に期中の早期から対応を サステナビリティ情報の開示 に関する実務上の留意点

PWC Japan 有限責任監査法人
米国公認会計士

小柳 千佳子

【この章のエッセンス】
● 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示について、有報レビューの留意事項等を参考に、期中の早い段階から開示を充実させるための検討を始めることが望ましいと考えられる。
● 四半期開示見直し後の四半期決算短信および半期報告書において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示は特に要求されていない。

はじめに

サステナビリティ情報に関する開示については、2023年1月に施

行された「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正（以下、「改正開示府令」という）によって、2023年3月期の有価証券報告書等より新たにサステナビリティに関する企業の取組みの開示が義務づけられている。改正開示府令を受けて、金融庁の令和5（2023）年度の有価証券報告書レビュー（以下、「有報レビュー」という）では、サステナビリティに関する企業の取組みの開示が主な審査テーマとなった。この審査結果等は「令和5年度 有価証券報告書レビュー」の審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等（以下、「令和5年度の有報レビューの留意事項等」という）として2024年3月29日に公表されている。これらを受け

た開示上の対応は、3月決算会社であれば2024年3月期の有価証券報告書の作成時に行われることが予想される。他方、改正開示府令には記載事項について細かな規定がなく、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟に記載し、自社のサステナビリティに関する取組みの進展とともに開示を充実させることが考えられるとされている⁽¹⁾。令和5年度の有報レビューの留意事項等には、今後企業が開示の充実を検討する際に参考になる項目も含まれている。これらをもとに開示の充実を検討予定の企業においては、考え方や取組みの整理に時間を要する場合もあり得ることから、期中の早い段階から検討を始めることが望ましいと考えられる。

また、四半期開示については、四半期開示の見直しにより、2024年4月1日から、上場企業の第1・3四半期については金融商品取引法の四半期報告書が廃止されて取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化され、第2・四半期報告書が半期報告書に変更されている。

本章では、サステナビリティに関する企業の取組みの開示について、令和5年度の有報レビューの留意事項等のうち、今後の開示の充実に向けて参考になると考えられるいくつかの項目を説明した後で、四半期開示見直し後の四半期決算短信と半期報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示も確認する。

(1) 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（以下、「金融庁の考え方」という）No.66¹⁾2)

サステナビリティ情報 開示の充実に向けた 留意点

(1) サステナビリティに関する 企業の考え方および取組み

改正開示府令は、主にサステナビリティに関する企業の取組みの開示（サステナビリティ全般に関する開